

平成29年度施設管理に対する評価シート

◎基本情報

管理施設

①施設名	港湾労働者休憩所
②指定管理者名	一般財団法人大阪港湾福利厚生協会
③評価対象期間	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
④指定期間	平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日
⑤所管課・担当	港湾局計画整備部振興課（電話：06-6615-7767）

管理運営業務等の概要

① 業務概要	港湾労働者休憩所は、港湾法において港湾管理者が行う業務として、港湾における休憩所等これらの福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理することとされていることから、本市が設置した施設である。指定管理者は、施設の管理運営及び維持管理業務等と、自主事業として主に港湾荷役作業等に従事する労働者のための食事提供事業を実施している。
② 利用状況の概要	平成29年度の利用者総数は、36,963人であり、対前年度比98.8%と微減であった。
③施設の設置目的・目標 (成果指標)	現場において厳しい港湾作業に従事する港湾労働者はもちろんのこと市民を含め、皆様が快適にくつろぎながら施設利用の提供を行う。
④ 年度目標	設置目的に沿って、安全・安心な施設運営をおこない、利用者へのサービス向上を図っていくことを目標とする。

◎管理運営の実施状況

1 施設の設置目的の達成及びサービスの向上

①施設の管理運営状況（管理運営方針・手法に沿った施設の維持管理の状況、平等利用の確保、職員の体制、危機管理・安全管理業務等の実施状況）	<p>平成29年度の施設の管理運営状況については、提示された事業計画のとおり適切に施設の管理運営がなされており、事故や苦情等もなかったこと等からも良好な管理運営が実施され本市の求める水準に達している。</p> <p>○施設の維持管理 施設の維持管理については、点検と清掃、機器保守点検について、計画されたとおり業務を実施している。またエアコン・トイレの故障の修繕・機器の交換を適宜行うなど、適切に補修を実施している。</p> <p>○平等利用の確保 港湾労働者に利用を限定せず、市民誰もが利用できる施設であることから平等利用の確保ができています。</p> <p>○職員の体制 施設の規模に合わせ、施設ごとに適切にスタッフを配置している。</p> <p>○危機管理 施設内での事故、事件及び火災などについて、危機管理マニュアル対応基本フロー図により即応する体制を整備している。</p> <p>○利用者の安全管理 年度目標でもあるように、施設を安全・安心を第一に利用していただき、事故やケガがないよう、適切な施設管理を行っている。また自主事業である食事提供事業においても一般の集団</p>
---	--

	給食指針に加えてオリジナルの調理マニュアルにより、より安全な食事の提供を行っている。
②事業計画の実施状況（計画に沿った事業実施、サービスの質、利用促進のための取組みと効果、利用者満足度の把握・反映状況、自主事業等の実施状況）	<p>平成29年度は事業計画に定めた計画のとおり事業が実施できており、本市の求める水準に達している。</p> <p>○利用促進のための取組みと効果 周辺施設への営業や自社ホームページへの掲載などを行うとともに、休憩所内においては利用者が利用者の同僚などへの宣伝用としてチラシを設置している。</p> <p>○利用者満足度の把握・反映状況 利用者を対象としたアンケート調査を実施し、満足度の把握・反映に努めている。</p> <p>○自主事業等の実施状況 新メニューの提供や食後の娯楽として食堂に本を設置する等より、利用者の満足度の向上に努めている。</p>
③施設の有効利用（他施設との連携状況、地域との連携状況、市民・NPOとの協働状況等）	<p>関係機関に協働を求め、利用促進に努めており、本市の求める水準に達している。</p> <p>○此花区役所が主体で開催している、「まいしまテーブル（舞洲に立地する企業の集会）」に参加し、舞洲の活性化に向けて周辺企業やNPOとの交流を図っている。</p>

2 市費の縮減効果（収支状況）

① 収入・支出状況	収支状況（税込・単位：千円）	
	収入	30,737
	業務代行料	5,106
	事業収入	25,631
	支出	39,178
	人件費	663
	管理費	38,515
	差引収支	△8,441
② 市費縮減に係る取組み状況	建物本体や付帯設備の不具合箇所を早期に発見し、補修を施すことにより、延命化に努めた。	

3 社会的責任・市の施策との整合等

環境への配慮、就職困難者の雇用への取組み、個人情報保護に関する取り組み等の実施状況	<p>○環境への配慮 職員や現場従事者のみならず、利用者にも「節水・節電」を啓発し、使用量の節約に努めた。</p> <p>○個人情報保護に関する取り組み 個人情報は台帳で厳重に管理</p> <p>○人権への配慮 職員に対する人権研修を年1回実施</p>
---	---

4 その他（点検等における要改善項目の対応状況、その他特筆すべき事項等）

①評価項目概要	特になし。
②上記についての成果や望まれる対応等	

◎評価

1 所管所属による1次評価（太枠にS・A・B・Cの四段階で評価を記入）

① 施設の設置目的の達成及びサービスの向上に対する評価	アンケートによる利用者の満足度は各休憩所とも総じて高く、また今日に至るまで、利用者からの苦情もなく、利用者の満足度とサービスの向上に十分に取組んでいる。	A
② 市費の縮減効果に対する評価	施設の利用促進に努めたが、周辺の工事の影響等により利用者数は減少となった。ただし、建物や付帯設備の不具合箇所を早期に発見し補修を施すことで、延命化に努めた。	B
③ 社会的責任・市の施策との整合等に対する評価	港頭地区において荷役作業を行う港湾労働者が、安全に、安心して利用できる休憩所を提供することにより、社会的責任を果たしている。	B
④ 総合評価	事故や利用者からの苦情はなく、施設の設置目的に沿って、良好かつ適切に管理運営ができている点は評価できる。施設の延命化等経費削減に努めているものの、増収及び支出の大幅な削減までには至っていない状況である。	B

2 外部専門家等の意見

<p>設備の維持・管理においてウイング舞洲で1名減少による業務委託増加、安治川2号で体調不良による長期休業等あったものの、苦情等は発生しておらず、施設・設備について約2/3、食事・従事者の対応等で9割超の評価を得ており、その点において評価できる。一方で利用者数および売上の減少が進んでおり、さらなる利用促進の取り組みと支出削減への努力が求められる。今後、老朽化が進む施設・設備の予防保全および計画的な修繕にも一層配慮されたい。全体として、港湾労働者の利用する休憩所として適切に運営されていると思料される。</p> <p>本事業は、港湾労働者を中心とした利用者への休憩所として、食事等のサービスを提供することを目的としたものである。したがって、利用者に対してアンケート調査を行いながら、サービス向上に努力している点は高く評価出来る。残念ながら、対前年比で見れば利用者が若干減少しているが、運営者の体調不良や阪神高速道路の工事の影響であり、減少は許容の範囲と言えよう。ただし、管理経費・維持修繕費の削減に努力しているものの、収支状況を見る限り、更なる経営努力が求められる。</p>
--

3 所管所属最終評価（太枠にS・A・B・Cの四段階で評価を記入）

① 施設の設置目的の達成及びサービスの向上に対する評価	利用者総数が前年度より僅かではあるが減少しているものの、アンケートによる利用者の満足度は各休憩所とも総じて高く、また、指定期間開始から今日に至るまで利用者からの苦情もなく、施設の設置目的が達成されていることから、おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られた。	B
② 市費の縮減効果に対する評価	施設利用者の減少に伴い減収となったが、建物本体及び付帯設備の不具合を早期に発見し、補修を施すことにより建物の延命化に努めたことから、おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られた。	B
③ 社会的責任・市の施策との整合等に対する評価	港頭地区において、荷役作業を行う港湾労働者が、安全に、安心して利用できる休憩所を提供することにより、社会的責任を果たしているため、おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られた。	B

④ 総合評価	指定期間開始から今日に至るまで、事故や利用者からの苦情はなく、施設の設置目的に沿って、良好かつ適切に管理運営ができている点は評価できる。利用促進の取り組みや経費削減への更なる努力は今後も必要ではあるものの、おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られたといえる。	B
--------	---	---

評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> S…事業計画又は本市の定める水準の想定を大幅に上回る効果が得られた A…事業計画又は本市の定める水準で想定した以上の効果が得られた B…おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られた C…事業計画又は本市の定める水準で想定した効果が得られていない
-------	--

※ 施設の管理運営に関して過失による事故や協定違反等による改善指示、指名停止措置（平成25年4月から「参加停止措置」）などのペナルティを受けた場合は、当該項目と総合評価については原則としてCとすること